

# 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度は、皆さんから納めていただく税金・保険料によって運営されています。税金および保険料の額がどのように決定されているのか、その概要をお知らせします。

## 国民健康保険税

### 被災者の生活支援継続のため税率を据え置き

国民健康保険制度は、病气やけがをしたときに安心して治療を受けられるように、医療費などの給付を行う医療保険制度で、社会保険加入者以外がすべて加入する制度です。今年度の保険税率は、東日本大震災により被災した被保険者の生活支援継続のため、医療費推計総額に不足する財源を財政調整基金から繰り入れ、税率の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を据え置きます。【表1】

【表1】国民健康保険税率表

区分	医療分		後期高齢者医療支援金		介護分	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
所得割額 <small>(前年分所得-33万円)×税率</small>	8.00%	据え置き	2.00%	据え置き	2.04%	据え置き
資産割額 <small>本年度固定資産税額(償却資産分を除く)×税率</small>	8.00%		2.30%		5.70%	
均等割額 <small>被保険者一人につき</small>	19,500円		5,400円		7,500円	
平等割額 <small>一世帯につき</small>	20,000円		5,600円		6,400円	
各限度額	510,000円		140,000円		120,000円	
限度額合計	770,000円					

※医療給付費分(医療分)、後期高齢者医療支援金等分(支援金分)・・・国保加入者全員が対象  
※介護納付金分(介護分)・・・40歳以上65歳未満の人が対象

請は不要。  
なお、不明な点がありましたら税務課国民健康保険係までお問い合わせください。

【問い合わせ】  
総務部税務課(国民健康保険係)  
☎0220(22)2163

【表2】介護保険料改正表

平成21～23年度(改正前)				平成24～26年度(改正後)		
所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料(年額)	所得段階	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.5	23,952円	第1段階	基準額×0.5	29,460円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	23,952円	第2段階	基準額×0.5	29,460円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	35,928円	第3段階	基準額×0.75	44,196円
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている人がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.95【軽減】	45,504円	第4段階	基準額×0.95【軽減】	55,980円
	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている人がいるが、本人は市町村民税非課税の人	基準額×1.0	47,904円		基準額×1.0	58,932円
第5段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が200万円未満(平成24～26年度は190万円未満)の人	基準額×1.25	59,880円	第5段階	基準額×1.25	73,656円
第6段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が200万円以上(平成24～26年度は190万円以上)の人	基準額×1.5	71,856円	第6段階	基準額×1.5	88,392円

【表3】平成24・25年度後期高齢者医療保険料

<p>宮城県の保険料額 <b>(限度額55万円)</b> 平成22・23年度 50万円</p>	=	<p>均等割額 被保険者一人当たり <b>【40,920円】</b> 平成22・23年度 40,020円</p>	+	<p>所得割額 住民基礎控除(33万円)後の 総所得金額など × <b>【8.3%】</b> (所得割率) 平成22・23年度 7.32%</p>
<p>※保険料については、100円未満切捨て</p>				
<p>※総所得金額などは、各種控除(社会保険控除など)を差し引く前の金額です。</p>				

1度見直すことになっており、平成24年度は見直しの時期となっています。

【表2】  
皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。介護が必要となったときに、誰もが安心して介護サービスを受けられるように、保険料は期限内に納めましょう。

【表3】  
後期高齢者医療保険料は、75歳以上(一定の障害ある65歳以上を含む)の人を加入対象とした医療制度で、2年ごとに保険料を見直すことになっています。

### 後期高齢者医療保険料 などによる保険料率の上昇

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害ある65歳以上を含む)の人を加入対象とした医療制度で、2年ごとに保険料を見直すことになっています。

### 東日本大震災に係る 災害減免の期間を延長

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、昨年度実施した東日本大震災による災害減免の期間を、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額について延長します。

保険料率が上がった要因としては、医療費が増えていること、国が被保険者の保険料として定める率(後期高齢者負担率)が上昇したことなどによるものです。

【注】後期高齢者負担率  
後期高齢者負担率とは、被保険者が負担する保険料が医療給付費などの費用に占める割合です。世代間負担の公平性の観点から、若年人口の減少に応じて後期高齢者負担率(保険料の負担割合)が上昇する仕組みとなっています。

なお、所得の少ない人や被用者保険の扶養者だった人は、平成24年度においても引き続き保険料が軽減されますので、7月中旬に送付予定の納入通知書をご覧ください。